

ゆとりっく指定管理者募集要項

- ゆとりっくクラブハウス
- ゆとりっくクアハウス



令和 8 年 9 月 4 日

南あわじ市経済観光部

目 次

1. 対象施設の概要	P 1
2. 指定期間	P 2
3. 指定管理者に行わせる業務等の範囲	P 2
4. 管理の基準	P 2
5. 利用料金に関する事項	P 4
6. 管理運営業務に係る経費について	P 4
7. 指定管理者と市の責任分担について	P 6
8. 自主事業の取扱い	P 7
9. 会計の独立	P 7
10. 応募資格	P 7
11. 公募及び選定スケジュール	P 9
12. 募集要項等の配布	P 9
13. 公募説明会の開催	P 10
14. 質問の受付及び回答	P 10
15. 提出書類等	P 11
16. プレゼンテーション及びヒアリングの実施	P 12
17. 選定方法	P 13
18. 選定基準	P 13
19. 選定結果のお知らせ	P 13
20. その他注意事項	P 13
21. 窓口	P 14
別表1 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準	P 16
22. 各種様式	P 17
別紙1 「施設の概要と管理運営の状況」	P 34
別紙2 「選定基準」	P 37

ゆとりっく指定管理者募集要項

南あわじ市では、公の施設である「ゆとりっくクアハウス」及び「ゆとりっくクラブハウス」（以下、「施設」という。）の管理運営業務について、施設相互の連携を図り設置目的をより効果的に達成するため、一体施設として指定管理者制度を導入することとします。

令和9年4月以降の制度継続にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項、南あわじ市温浴施設条例（平成19年南あわじ市条例第37号、以下「温浴施設条例」という。）第12条、南あわじ市温水プール条例（平成19年南あわじ市条例第38号、以下「温水プール条例」という。）第13条及び南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第206号、以下「指定管理者条例」という。）第2条の規定に基づき、施設の指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) ゆとりっくクアハウス

- ① 所在地 南あわじ市湊77番地
- ② 施設概要
 - 竣工時期 平成7年9月
 - 構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建
 - 敷地面積 3,632.24㎡（ゆとりっくクラブハウスを含む）
 - 延床面積 608.30㎡（ゆとりっく全体2,341.59㎡）
 - 施設内容 やすらぎ温泉 8種 利用最大人数74名
すこやか温泉（サウナ棟含む）10種 利用最大人数72名

(2) ゆとりっくクラブハウス

- ① 所在地 南あわじ市湊77番地
- ② 施設概要
 - 竣工時期 平成7年9月
 - 構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建
 - 敷地面積 3,632.24㎡（ゆとりっくクアハウスを含む）
 - 延床面積 1,613.25㎡（ゆとりっく全体2,341.59㎡）
 - 施設内容 温水プール（25×6コース）、児童プール、ジャグジーバス、

フィットネススタジオ、ダンススタジオ

(3) 前2号に掲げる施設の詳細

施設の詳細については、別紙1「施設の概要と運営状況」のとおりとします。

2. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

3. 指定管理者に行わせる業務等の範囲

1) 温水浴施設条例等に規定する業務

温水浴施設条例及び温水プール条例（以下、「温水浴施設条例等」という。）に規定する業務とします。

- (1) 施設の使用の許可及び使用の制限に関する業務
- (2) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (3) 使用者が対象施設又は附属施設を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償請求の手續きに関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 施設の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (6) 使用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (7) 前各号に定めるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務で市長が別に定める業務

2) 前項に規定する業務以外の業務

指定管理者が行う業務において、前項に規定する業務以外の業務については、ゆとりつく指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するものとします。

4. 管理の基準

1) 開館時間及び休館日

温水浴施設条例等に規定する開館時間及び休館日（下表のとおり）を基準とし、指定管理者が、市民サービスの向上、使用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て開館時間を延長し、また、休館日に開館することができます。

施設名称	開館時間	休館日
ゆとりっくクアハウス	午前10時～午後10時30分	水曜日
ゆとりっくクラブハウス	午前10時～午後9時30分	水曜日及び12月28日から翌年1月4日まで

2) 使用の許可及び使用の制限に関する事項

温水浴施設条例等に規定するとおり実施するものとします。

3) 関係法令等の遵守

前項に掲げるもののほか、次に掲げる法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- (1) 指定管理者条例、同施行規則、その他関係する条例、規則等
- (2) 温泉法、同施行規則、公衆浴場法、同施行規則、公衆浴場法基準条例、公衆浴場規則
- (3) 地方自治法、同施行令、同施行規則、その他行政関係法令
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- (5) 水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

4) 文書の管理・保存

管理運営業務の実施にあたり作成又は取得した文書については、南あわじ市文書管理規則を準用し、適正に管理・保存するものとします。

5) 個人情報の取扱い

指定管理者が取り扱う個人情報については、南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第38号）及び指定管理者条例の規定により、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じていただきます。

また、指定管理者又は指定管理業務に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

6) 情報公開

指定管理者は、公の施設の指定管理業務において取り扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めていただきます。

7) 管理業務一括再委託の禁止

指定管理者は、当該施設の管理運営にかかる業務の全部又はその主たる業務（温浴施設、温水プールの管理運営業務）を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできません。なお、温水プールには、水泳教室に関する業務（仕様書P2のⅣの3参照）も含まれます。ただし、管理業務の一部については、事前に市長の承諾を受けた場合、第三者に下請けさせ、又は再委託することができます。

8）市内における再委託、調達等

管理業務の実施にあたり、人員の雇用、再委託、物品の調達等を行う場合は、南あわじ市経済の活性化と市内企業の育成のため、市内での雇用、中小企業を最優先として活用してください。

5．利用料金に関する事項

1）利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するため、利用者が支払う使用料を指定管理者の収入とします。また、指定管理者は、温水浴施設条例等に規定する利用料金を、当該条例に定める範囲で市長の承認を経て、自らの責任において決定できるものとします。

2）減免及び還付

指定管理者は、温水浴施設条例等の規定により、使用料を減額し、又は、免除し、若しくは還付することができます。減免又は還付を行う場合は、当該条例又は市長が定める基準により実施することとします。

3）前受金等の引継ぎ

- (1) 指定期間の満了後の利用に係る使用料を事前に収受する場合には、その使用料に相当する金額を市又は市が認める者に引き継ぐこととします。
- (2) 令和9年3月31日までの間指定されている指定管理者が指定期間満了後の利用に係る使用料を事前に収受している場合には、その使用料を指定管理者が引き継ぐこととします。
- (3) 市が事前に収受している場合についても、前号と同様の取扱いとします。

6．管理運営業務に係る経費について

1) 管理運営経費の取扱い

申請時に提出する「収支計画書」に基づき、施設にかかる指定管理料を基本として、市と指定管理者において協議して確定することとします。

2) 指定管理料の上限価格について

前項に規定する収支計画書を作成するにあたっては、施設の管理業務実施の対価として受け取る指定管理料年間30,000千円（消費税及び地方消費税含む）を上限額とし指定管理料提示書（要項様式8号）により提案してください。

3) 改修、修繕、備品等の取扱い

(1) 大規模な増改築及び改修

施設、設備機器等（以下「施設設備等」という。）の大規模改修、改造、増築、1件あたり100万円を超える修繕に係る費用については、市と事前に協議することとします。なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとします。

(2) (1)以外の修繕

1件あたり100万円以下（消費税及び地方消費税含む）の修繕等については、指定管理者の負担とし、修繕等により新たに生じた施設については、すべて市に帰属するものとします。なお、修繕等については、施設の老朽化等を鑑み、早急かつ的確に対応すること。

(3) 備品

施設に備え付ける備品については、次の各号に掲げるとおり分類し、取扱うものとします。

① I 種備品

市が無償で指定管理者に貸与する備品とします。なお、経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により指定管理者において購入又は調達することとします。（所有権は市に帰属）

② II 種備品

指定管理者が指定管理料又は利用料金収入により管理運営業務の実施のため購入又は調達した I 種備品以外の備品とします。なお、経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により指定管理者において購入又は調達することとします。（所有権は市に帰属）

③皿種備品

①②に規定する備品以外で、指定管理者の任意により指定管理料又は利用料金収入以外の財源にて購入又は調達した備品とします。（所有権は指定管理者に帰属）

7. 指定管理者と市の責任分担について

1) 責任及びリスクの分担の取扱い

施設の管理、事故や災害発生に係る責任やリスクの分担については、仕様書に規定するとおりとします。

2) 連帯保証人

(1) 指定管理者は、協定締結に当たって連帯保証人を立てることとします。連帯保証人は、指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、指定管理者を支援するとともに、指定管理者の損害賠償金、施設の維持管理運営に係る費用の支払いを保証するものとします。但し、連帯保証人は、次のいずれかに該当する場合不要とします。

① 指定管理者が、国又は地方公共団体が出資・出損している団体である場合。

② 指定管理者が、公共的団体であると市長が認める場合。

※ 『公共的団体』とは、農業協同組合、森林組合、漁協協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、女性会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を営む団体

(2) 連帯保証人は、次の各号に規定する条件を満たすものとします。

① 連帯保証人は、個人又は法人の別は問わない。

② 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準（別表1）に該当する者は連帯保証人になることはできない。

③ 個人にあっては、連帯保証人名義の土地建物を有し、固定資産評価額が年間の指定管理料の二分の一以上となっていること。

④ 法人にあっては、直近の決算において、利益剰余金が指定管理施設に係る年間の指定管理料の二分の一以上となっていること。

⑤ 個人にあっては、指定管理業務を遂行するために必要な人材等を集めることができると認められること。

⑥ 法人にあっては、指定管理業務を遂行するために必要な人材等を集めることができると認められること。

8. 自主事業の取扱い

1) 自主事業の提案について

指定管理者は、施設の設置の目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用において、施設を活用し、独自に企画・立案した自主事業を実施することができます。ただし、その場合事業計画書に記載し、収支計画書にその費用を計上し、市の承認を必要とします。

2) 行政財産の目的外使用

指定管理者が実施する自主事業においては、施設の目的外使用となる場合がありますので、事前に市の許可を得ていただくこととなります。また、行政財産としての使用料の支払いが必要となる場合があります。

9. 会計の独立

施設の管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、法人の会計と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けることとします。

10. 応募資格

- (1) 指定期間中、当該施設を管理運営できる法人とします。なお、個人は、指定管理者となることはできません。
- (2) 温浴施設と温水プールの両方の管理運営業務^{※1}を直営若しくは指定管理者として3年以上行った実績がある法人で、次の①、②を同時に満足することができる法人とします。なお、フィットネス、ダンススタジオの管理運営の経験は求めません。
 - ①温浴施設の管理責任業務を3年以上経験したものを管理責任者^{※2}として配置できる。
 - ②温水プールの管理責任業務を3年以上経験したものを管理責任者^{※2}として配置できる。

※1 管理運営業務については、仕様書「Ⅲ指定管理者が実施する業務の範囲」を参照のこと。なお、維持管理のみ、人材派遣のみの法人は、対象外です。

※2 管理責任者とは、施設にかかる管理運営業務全般を統括する者です。なお、管理責任者は、申請される法人に在籍している者であり、下請けや派遣など、直接的な雇用関係でない方は、管理責任者には、なれません。

- (3) 温水プールの管理運営業務の実績として水泳教室に関する業務（仕様書P2のⅣの3参照）も求めます。このため、提出書類（エ）法人概要書（募集要項P11及び要項

様式3号)には、水泳教室に関する業務の記載も要します。

(4) 温水プールの管理責任者の経験として、水泳教室に関する業務(仕様書P2のⅣの3参照)も求めます。このため、提出書類(才)管理責任者の概要書(募集要項P11)には水泳教室に関する業務の記載も要します。

(5) 次の各号に該当しない法人であること。グループ応募による場合は、その構成員のすべてに該当しないこととします。

①法律行為を行う能力を有しない法人

②税(国税、県税及び市税)を滞納している法人

③代表者が、税を滞納している法人

④本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人

⑤市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人

⑥市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない法人

⑦手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人

⑧差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人

⑨破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手続について申し立て(債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。)が成された法人

⑩会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない法人

⑪指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の兼職禁止規定に抵触することとなる者(本市においては、指定管理者制度の公平で透明な運用を図るため、その範囲を本人及び配偶者及び3親等以内の親族)が、代表、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人

⑫暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者)が、支配人、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人

⑬当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人

⑭当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止

処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない法人

⑮当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人

⑯本市における指定管理者の手続きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手続きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人

⑰消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること。

(6) 全各号に規定するもの以外の応募資格については、仕様書に規定するものとします。

11. 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールの概要は、次のとおりとします。

- ①募集要項等の配布期間・・・・・・・・・・ 令和8年9月4日～9月29日
- ②公募説明会(現場説明会)の開催（参加必須）・・・・・・・・・・ 令和8年9月16日
- ③公募参加表明書提出期限・・・・・・・・・・ 令和8年9月29日
- ④質問書提出期限・・・・・・・・・・ 令和8年9月29日
- ⑤質問に対する回答期限・・・・・・・・・・ 令和8年10月6日
- ⑥申請書類の提出期限・・・・・・・・・・ 令和8年10月13日
- ⑦選定委員会による面接（プレゼンテーション）・・・・・・ 令和8年10月下旬予定
- ⑧指定管理者予定者の順位（1～3位まで）の発表及び通知 令和8年11月上旬予定
- ⑨第1順位者と業務の詳細、協定内容の協議開始・・・・・・ 令和8年11月上旬予定
- ⑩指定管理者の指定・・・・・・・・・・ 令和8年12月南あわじ市議会定例会に提案予定
- ⑪協定書締結・・・・・・・・・・ 令和9年1月下旬予定
- ⑫指定管理の開始・・・・・・・・・・ 令和9年4月1日

12. 募集要項等の配布

1) 配布方法

市ホームページよりダウンロードしてください。

2) 配布資料

- ①ゆとりっく指定管理者募集要項（当該資料）
- ②ゆとりっく指定管理仕様書・

ゆとりっく指定管理業務に関する基本協定書（案）

- ③公募参加表明書（要項様式 1 号）
- ④指定管理者指定申請書（要項様式 2 号）
- ⑤法人概要書（要項様式 3 号）
- ⑥納税義務に関する報告書（要項様式 4 号）
- ⑦入札参加の制限に関する報告書（要項様式 5 号）
- ⑧事業計画書（要項様式 6 号）
- ⑨収支計画書（要項様式 7 号）
- ⑩指定管理料提示書（要項様式 8 号）
- ⑪グループ結成届（要項様式 9 号）
- ⑫グループ応募 役割分担・責任分担（要項様式 10 号）
- ⑬質問連絡表（要項様式 11 号）
- ⑭公募参加表明辞退届（要項様式 12 号）
- ⑮指定管理者指定申請辞退届（要項様式 13 号）
- ⑯連帯保証人選任書（要項様式 14 号）
- ⑰連帯保証人承諾書（要項様式 15 号）
- ⑱その他必要な書類（施設の位置図、平面図、立面図等）
- ⑲温水浴施設条例等、同施行規則、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例、個人情報保護に関する法律施行条例、情報公開条例
（※⑲については、市ホームページ「例規集」よりダウンロードをお願いします）

13. 公募説明会の開催

応募方法、申込書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催します。なお、公募説明会への出席は、指定申請の必須条件とします。

- (1) 日 時 令和8年9月16日（水） 午後1時30分から
- (2) 場 所 ゆとりっく
- (3) その他 参加人数は1団体2名まで

14. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年9月29日（火）まで
- (2) 提出書式 質問連絡表（要項様式11号） 要旨を簡潔にまとめてください。
- (3) 提出方法 持参又は電子メールにより行っていただきます。口頭又はFAXによる

質疑は受付けません。

(4) 回答期限 令和8年10月6日(火)

回答は、公募参加表明者全員に、質問の内容及びその回答を文書により送付します。

15. 提出書類等

1) 公募参加表明書

提出期限 令和8年9月29日(火) 午後5時必着

提出書類 公募参加表明書(要項様式1号)

提出方法 持参又は郵送

2) 申請書類

(1) 提出期間及び方法

提出期限 令和8年10月13日(火) 午後5時必着

提出方法 窓口へ持参(郵送は認めません)

注意事項

登記簿謄本、納税証明書等(下表③、⑪参照)は提出日前3ヵ月以内に発行されたものに限り、また、貸借対照表、収支決算書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。なお、提出種類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

(2) 提出書類及び提出部数(原本の提出は1部とし、その他はコピーも可とする。)

提出書類名及び内容	部数
① 指定管理者指定申請書(要項様式2号)	15部
② 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類	
ア 法人の経営状況の概要を説明する書類(簡易なもの)	15部
イ 事業報告書(作成している場合のみ)	15部
ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	15部
エ 法人概要書(要項様式3号<設立の趣旨、事業内容のパンフレット等法人の概要がわかるものがあれば別途添付>)	15部
オ 管理責任者の概要書(管理運営業務全般を統括する管理責任者の免許・資格、3年以上の管理責任業務の経験が分かる書類)	15部
カ 貸借対照表及び損益計算書(販売費及び一般管理費の明細のあるもの)又は収支予算書及び収支決算書(書類がない場合及び作成することができない特別の事情等がある場合は、法人の経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した申立書を提出すること)	15部

(㌦) 令和7年分確定申告書（グループの場合は代表者の確定申告書及び令和8年1月1日現在の固定資産税課税台帳を提出すること）	15部
③ 申込資格を確認する書類（(㌦)～(I)においては該当する団体のみ）	
(㌦) 法人登記簿謄本 ※提出日前3ヵ月以内	15部
(I) 定款又は寄付行為	15部
(㌧) 納税証明書（納税義務の無い場合は「納税義務に関する報告書」） （要項様式4号） ※提出日前3ヵ月以内	15部
(I) 入札参加の制限に関する報告書（要項様式5号）	15部
④ 事業計画書（要項様式6号）	15部
⑤ 収支計画書（要項様式7号）	15部
⑥ 指定管理料提示書（要項様式8号）	15部
⑦ グループ結成届（要項様式9号、グループ応募の場合のみ）	15部
⑧ グループ応募役割分担・責任分担（要項様式10号、グループ応募の場合のみ）	15部
⑨ 公募参加表明辞退届（要項様式12号、参加表明を辞退する場合のみ）	1部
⑩ 指定管理者指定申請辞退届（要項様式13号、申請を辞退する場合のみ）	1部
⑪ 連帯保証人選任書（要項様式14号）	15部
⑫ 連帯保証人の所得証明書等 ※提出日前3ヵ月以内 (㌦) 個人の場合 ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人が現在住んでいる建物の登記簿謄本 ・上記建物が立地する土地の登記簿謄本 ・市民税・県民税（所得・課税）証明書又は源泉徴収票 (I) 法人の場合 ・法人履歴事項全部証明書 ・法人事業概況説明書（写）	各1部
⑬ 連帯保証人承諾書（要項様式15号）	15部

16. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

指定申請書として提出された書類を基に。

- (1) 日 時 令和8年10月下旬予定
- (2) 場 所 南あわじ市役所本館3階 202・203会議室
- (3) 出席者 1団体4名まで
- (4) 内 容 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定

(詳細については別途通知します。)

- (5) その他 プレゼンテーション及びヒアリングの実施順については、指定管理者指定申請書受け付け順とします。

17. 選定方法

提出書類の審査及び面接により、次項の基準に基づき選定委員会において選定し、指定管理者候補者の順位を決定します。なお、4位以下については、順位をつけません。

18. 選定基準

選定委員会において選定する場合、別紙2「ゆとりっく選定基準及び配点表」に基づき、選定します。選定にあたっては『基本的事項』において適否を決定します。その際、「否」と判断された場合においては失格とし、『運営実績・経営基盤』、『事業計画書』、『収支計画書』等の項目において採点は行いません。

19. 選定結果のお知らせ

申込者全員に対して、令和8年11月上旬頃に文書にて選定結果を通知します。

20. その他注意事項

1) グループによる応募

グループを結成して応募する場合は、応募に関する事務をすべて当該グループの代表法人を通じて行っていただきます。また、市が当該代表法人に対して行った行為は、当該グループすべての構成法人に行ったものとみなします。

2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者は、選定委員、関係市職員と本件申込みについての接触（当然に、公募説明会・面接・公募に関する質問等正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

3) 重複提案等の禁止

ひとつの法人が複数の提案をすることはできません。また、ひとつの法人が複数のグループに加わることもできないこととします。

4) 申込みに関する費用負担

申込みに関して必要となる費用は、すべて申込者の負担とします。

5) 申込書類の取り扱い

市が受理した申込書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

6) 申込書類の変更

一度市が受理した申込書類については、誤字脱字の類など軽微な修正を除き、内容変更を認めません。したがって、申込書、事業計画書、収支計画書等にあっては、特に内容精査の上、提出してください。

7) 参加辞退

参加表明者が申込みを辞退するときは、必ず、窓口で公募参加表明辞退届を提出してください。

8) 指定管理者指定申請書の取り下げ

指定管理者指定申請書の取り下げについては、理由の如何に関わらず認めません。但し、市長がその申請の取り下げを特に認めた場合については、必ず指定管理者指定申請辞退届を提出してください。なお、万一、申請を取り下げた場合、申請者は、市長が被った損害について賠償しなければなりません。

9) 準備行為

市又は指定管理者候補者が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものですが、指定議案が市議会において否決された場合には双方とも相手方に損害等を請求することはできません。

10) 各種契約における名義変更について

電気・水道等名義の変更が必要な契約については、指定期間の開始後速やかに指定管理者名義に変更しなければならない。

21. 窓口

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市経済観光部商工観光課

担当者 山本

TEL 0799-43-5221 FAX 0799-43-5321
E-mail shoukou_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp

別表１ 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②税（国税、県税及び市税）を滞納している者
- ③法人の代表者が、税を滞納している者
- ④南あわじ市入札参加資格制限基準に該当する者
- ⑤市から指定管理を取り消され、その取消の日から１年を経過しない者
- ⑥市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から６月を経過しない者
- ⑦手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない者
- ⑧差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない者
- ⑨破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手続について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された者
- ⑩会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない者
- ⑪暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に定義する者）が、支配人、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している者
- ⑫公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から１年を経過しない者
- ⑬公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から３カ月を経過しない者
- ⑭公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない者
- ⑮本市における指定管理者の手続きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手続きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

22. 各種様式

(要項様式1号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

公 募 参 加 表 明 書

ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者の公募に参加することを表明します。

なお、関係法令、条例、募集要項、仕様書、基本協定書（案）等関係書類を十分理解のうえ、誠意を持って申請することを誓約します。

(要項様式2号)

指定管理者指定申請書

年 月 日		
南あわじ市長 守 本 憲 弘 様		
法人名 _____		
法人住所 _____		
代表者名 _____ 印		
電話番号 _____		
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。		
指定を受けようとする法人	名 称	
	事 務 所 の 所 在 地	
管理を行おうとする公の施設の名称	ゆとりっくクアハウス ゆとりっくクラブハウス	
添付書類	☐ 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類 ☐ 事業計画書 ☐ 指定管理料提示書 ☐ 連帯保証人選任書・承諾書	☐ 申込資格を確認する書類 ☐ 収支計画書 ☐ グループ結成届 ☐ その他 ()
(事務処理欄)		

(要項様式3号)

法人概要書

フ 法	リ 人	ガ 名	ナ 称			
フ 代	リ 表	ガ 者	ナ 名			
所 在 地						
電 話 番 号				F A X 番 号		
設 立 年 月 日						
主 な 事 業 活 動 (沿 革 等)						
法 人 の 特 色 及 び 経 営 方 針						
免 許 ・ 登 録 等						
構 成 員 数 (従 業 員 数)						
指定管理者 制度担当者		氏 名		担当部署・役職		
		電 話 番 号		F A X 番 号		
		メールアドレス		そ の 他		

※ 法人の組織図については、別途添付すること

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

(要項様式4号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法 人 名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

納税義務に関する報告書

ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者の公募の申請にかかり、下記の事項について報告します

記

納税義務のない税目（※該当する項目にチェックすること）

☐ 国 税 (☐ 法人税 ☐ 消費税)

☐ 県民税

☐ 市民税

(その理由)

(要項様式5号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法 人 名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

指定管理者指定申請参加の制限に関する報告書

ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者の公募の申請にかかり、下記の事項のいずれにも該当しないことを報告します。

記

- ① 本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人
- ② 市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
- ③ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない法人
- ④ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人
- ⑤ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人
- ⑥ 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された法人
- ⑦ 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない法人
- ⑧ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の兼職禁止規定に抵触することとなる者（本市においては、指定管理者制度の公平で透明な運用を図るため、その範囲を本人及び配偶者及び3親等以内の親族）が、代表、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人
- ⑨ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）が、支配人、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人
- ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人。
- ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない法人
- ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人

(要項様式6号)

事業計画書

I 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

※施設の設置目的等を踏まえて、管理運営に当たっての理念、運営方針、維持管理等基本的な考え方を総括して記載してください

2) 指定期間内における達成目標

※利用件数、経費の削減など具体的な達成目標を記載してください

3) 各施設間の連携に関する事項

4) 上記以外で特別に記載する事項

II サービスの向上

(1) 指定期間における事業の実施計画の概要

※1 水泳教室業務の実施についても記載してください。

※2 各年度における事業計画の詳細については、別途年度別事業計画書を提出してください

(2) サービス向上の具体的な取組み

III 利用者の施設利用に関する事項

(1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み

(2) 施設利用者の増加への具体的な取組み

(3) 利用者の意見、要望等の把握の方法

(4) 利用者の苦情等への対処方法

(5) 地域、関係機関、NPO、ボランティア団体等との協働・連携

(6) 施設及びスタッフの効用の最大化に関すること

(7) 上記以外で特別に記載する事項

IV 組織体制、人員配置等

(1) 組織体制、人材の確保に関する具体策（採用計画等）

(2) 職員の配置計画

(3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

- (4) 人員確保にかかる地元雇用について
- (5) その他施設を安定して管理運営を実施するための人間的な手法等

V 安全管理への取組み

- (1) 施設・設備にかかる安全管理への取組み
- (2) 災害や事故の防止への取組み
- (3) 犯罪の防止への取組み
- (4) 緊急時の対応
- (5) 上記以外で特別に記載する事項

VI 施設・設備の維持管理

- (1) 施設・設備の管理体制
- (2) 施設設備の適切な維持管理への取組み
- (3) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の縮減）
- (4) 外部委託にかかる市内発注の考え方
- (5) 上記以外で特別に記載する事項

VII 自主事業に関する事項

VIII 申請者の経営基盤

- (1) 財務諸表等による経営分析
- (2) 金融機関や出資者からの支援体制
- (3) 上記以外で特別に記載する事項

IX 個人情報及び情報公開に関する事項

- (1) 個人情報の保護に関する具体的な取組み
- (2) 情報公開に関する具体的な取組み
- (3) 上記以外で特別に記載する事項

X その他に関する事項

(1) 競技力向上（水泳）に向けた取組み

※資料等があれば添付してください

(2) 広報活動に関する具体的な取組み

※パンフレットの配布、ホームページの開設など具体的に記載してください

(3) リスクへの対応

※指定管理者として負担すべきリスクに関する考え方などを記載してください（リスク分担表と連動してください）

(4) 地域活動への参加、貢献に対する具体的な取組み

※地域のイベントやまつり、ボランティア活動など地域活動への参加について記載してください

(5) 上記以外で特別に記載する事項

(要項様式7号)

収 支 計 画 書

項目 \ 年度		R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	合計	備考	
収入	指 定 管 理 料								
	利 用 料 収 入								
	そ の 他								
	自 主 事 業 収 入								
	収 入 合 計								
支出	人 件 費								
	需用費	消 耗 品 費							
		光 熱 水 費							
		修 繕 費							
		そ の 他							
	役 務 費								
	施設管理費								
	使用料・手数料								
	そ の 他								
	自 主 事 業 費								
	支 出 合 計								
収 支 差 額									
累 計 収 支 額									
【収入増に向けた取組み】 									
【経費縮減に向けた取組み】 									

(注 1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注 2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注 3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

(要項様式8号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____
法人住所 _____
代表者名 _____ 印

指 定 管 理 料 提 示 書

「ゆとりっく」施設の指定管理者指定申請にあたり、指定管理者として指定期間中に南あわじ市より受け取る指定管理料を下記のとおり提示します。

【提示額】

区 分		上 限 額	提 示 額
令 和 9 年 度		30,000,000 円	円
令 和 1 0 年 度		30,000,000 円	円
令 和 1 1 年 度		30,000,000 円	円
令 和 1 2 年 度		30,000,000 円	円
令 和 1 3 年 度		30,000,000 円	円
参 考	指定期間中の 指定管理料総額	150,000,000 円	円

※ 上記提示額については、収支計画書に記載する指定管理料を記入してください。

※ 上記提示額については、消費税及び地方消費税を含んで記入してください。

(要項様式9号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

グループ名称 _____

代表法人名 _____

代表者住所 _____

代表者名 _____ 印

グループ結成届

「ゆとりっくクアハウス」及び「ゆとりっくクラブハウス」の指定管理者の指定を受けるため、下記の構成員によるグループを結成したので届け出ます。

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

(要項様式10号)

グループ応募役割分担・責任分担

グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項

(要項様式11号)

指定管理者応募に係る質問連絡票 (ゆとりっく)

令和 年 月 日

南あわじ市役所 経済観光部長 様

法人名 _____

住 所 _____

NO	資料名	ページ数 及び行数	質 問 事 項 及 び 質 問 内 容

担当者 連絡先	氏 名	担当部署・役職
	電 話 番 号	F A X 番 号
	メールアドレス	そ の 他

(注1) 用紙が不足する場合、複写して使用してください。

(注2) 質問内容は、趣旨が判断できるような表現としてください。

(注3) 質問には必ず番号を付してください。

(要項様式12号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

公募参加表明辞退届

令和 年 月 日付で、ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者公募に参加するため「公募参加表明書」を提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

(参加表明辞退理由)

(要項様式13号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法 人 名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日付で、南あわじ市ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者の指定を受けるための申請を提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

(申請辞退理由)

(要項様式14号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法 人 名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

連帯保証人選任書

下記の者をゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者指定申請に係る連帯保証人として選任します。

記

氏 名	
現 住 所	
主な実績等	

(要項様式15号)

連 帯 保 証 人 承 諾 書

南あわじ市ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者応募に係る
※ _____ の連帯保証人として選任されたこと及び私名義の市税滞納等の有無を、
南あわじ市商工観光課職員が職務のため調査（照会）することに異議なく承諾します。

※南あわじ市ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウスの指定管理者の公募申請法人名を記入

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙 1

施設の概要と管理運営の状況 (ゆとりっくクアハウス及びゆとりっくクラブハウス)

I 施設の概要

施設名称	ゆとりっく	設置年月日	平成7年9月オープン
所在地	南あわじ市湊77番地	設置根拠	温浴施設条例 温水プール条例
利用対象者・範囲	市民（地域住民） ※島内、島外からも来館されます。		
設置目的	(ゆとりっくクアハウス) 住民の健康増進、福祉の向上を目的とし、人にやさしい癒しの施設を提供することで地域の活性化に寄与する。 (ゆとりっくクラブハウス) 住民のスポーツ振興により健康及び福祉の増進を図り、もって明るく住みよいまちづくりに資する。		
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建、駐車場あり		
敷地面積	敷地3,632.24㎡、延床2,341.59㎡		
施設規模	(ゆとりっくクアハウス) やすらぎ温泉 8種 利用最大人数74名、すこやか温泉 10種 利用最大人数72名 (ゆとりっくクラブハウス) 温水プール（25×6コース）、児童プール、ジャグジーバス、フィットネススタジオ、ダンススタジオ		

II 仕様

指定期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間
開館 (休館日等)	(クアハウス) 休館日 毎週水曜日 開館時間 午前10時から午後10時30分まで (クラブハウス) 休館日 毎週水曜日、年末年始12/28～1/4 開館時間 午前10時から午後9時30分まで
業務内容	施設の使用の許可及び使用の制限に関する事。 施設の維持管理及び運営に関する事。 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関する事。 上記に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
利用料	(クアハウス) 【会員】年会費2,000円/人、月会費10,000円/人・月 【キッズ会員】年会費2,000円/人、月会費6,000円/人・月 【ゲスト】当日券小人500円・大人1,000円、回数券9,000円 (フィットネス・アクアスタジオ共通) 【会員】入会金5,000円/人、年会費2,000円/人、月会費5,250円/人・月 【キッズ会員】入会金2,000円/人、年会費2,000円/人、月会費3,150円/人・月 (フィットネススタジオ) 【ゲスト】当日券大人630円 (アクアスタジオ) 【ゲスト】当日券小人310円・大人520円 【スクール】入会金2,000円/人、年会費2,500円/人、受講料（1回）1,500円

Ⅲ 管理運営の状況

1 管理運営の現状

管理運営主体	株式会社アクア淡路
職員配置	正規職員4名、パート39名 ※職務内容 経理1名、受付12名、インストラクター11名、清掃員7名、施設管理4名、監視員4名
開館 (休館日等)	(クアハウス) 休館日 毎週水曜日(1日/月営業) ※祝日・春夏冬休みの水曜日は営業 開館時間 午前10時から午後10時30分まで (クラブハウス) 休館日 毎週水曜日、年末年始12/29～1/3 開館時間 午前10時から午後9時30分まで
業務内容	【管理運営業務】 直接サービス業務、販売促進業務、水泳教室業務、運営管理業務、監視業務、清掃業務 【維持管理業務】 (1) 本体施設 施設及び設備機器保守点検及び日常管理業務、清掃業務、警備業務 (2) 外構施設(構内通路及び駐車場等) 清掃業務、警備業務、植栽維持管理業務、その他工作物維持管理業務
利用料	(クアハウス・フィットネス・アクアスタジオ共通・年会員) 【レギュラー(プール&ジム&スタジオ&風呂)】年会費2,000円/人、月会費9,500円/人・月 【プール&ジム】年会費2,000円/人、月会費8,000円/人・月 【プール&風呂】年会費2,000円/人、月会費8,200円/人・月 【ジム&風呂】年会費2,000円/人、月会費8,200円/人・月 【ジム&プール&風呂】年会費2,000円/人、月会費9,000円/人・月 【スタジオ&ジム】年会費2,000円/人、月会費8,500円/人・月 【風呂】年会費2,000円/人、月会費6,500円/人・月 【プール】年会費2,000円/人、月会費5,000円/人・月 【ジム】年会費2,000円/人、月会費5,200円/人・月 【キッズ】年会費2,000円/人、月会費3,900円/人・月 【キッズスタジオ】年会費2,000円/人、月会費3,150円/人・月 (クアハウス) 【ゲスト】当日券小人380円・大人750円、回数券6,750円 (フィットネススタジオ) 【ゲスト】当日券大人600円、回数券5,500円 (アクアスタジオ) 【ゲスト】当日券小人300円・大人500円、回数券4,500円 【スクール】年会費2000円/人・3,000円(健康・親子3000円) 小人・大人 週1回5,300円/人・月、週2回6,300円/人・月、 週3回7,300円/人・月、選手コース(全日)9,000円/人・月 健康・親子コース 週1回5,800円/人・月 ほか

2 収支の状況

1) 市の状況

(単位：千円)

項 目	過年度決算額				本年度見込
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収入	施設使用料	0	0	0	0
	その他	25	32	33	35
	合計	25	32	33	35
支出	役務費	25	32	33	35
	委託料	329	605	0	154
					3,300

	工事請負費	3,282	5,331	0	2,288	28,200
	指定管理料	18,180	20,000	20,000	20,000	21,800
	借 地 代	2,812	2,812	2,812	2,768	2,768
	そ の 他	1,082	1,645	1,388	4,996	1,552
	合 計	25,710	30,425	24,233	30,241	57,657
収 支 差 引		△25,685	△30,393	△24,200	△30,206	△57,620

2) 指定管理者の状況

(単位：千円)

項 目		過年度決算額				本年度見込
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	利用料収入	18,596	21,732	23,006	22,313	26,509
	会 員 収 入	45,136	47,359	48,381	47,856	47,653
	自主事業収入	2,412	2,114	2,153	2,328	3,395
	指定管理料	18,180	20,000	20,000	20,000	21,800
	そ の 他	5,652	18	19	162	2,677
	合 計	89,976	91,223	93,559	92,659	102,034
支 出	人 件 費	41,961	41,758	43,226	43,883	43,402
	消 耗 品 費	3,594	3,694	3,864	3,791	3,800
	光 熱 水 費	31,503	27,351	29,869	31,773	35,236
	修 繕 費	2,733	1,519	2,704	2,347	2,850
	仕 入 代	852	1,193	690	1,057	1,000
	役 務 費	5,688	4,022	4,381	3,618	3,705
	燃 料 費	339	375	735	731	650
	使用料・手数料	4,818	5,351	5,893	5,523	5,128
	公 課 費	3,158	4,263	4,035	3,937	4,886
	そ の 他	1,248	1,182	2,235	2,789	2,059
	合 計	95,894	90,708	97,632	99,409	102,716
収 支 差 引		△5,918	515	△4,073	△6,750	△682

2 利用の状況

(単位：人)

項 目		過年度決算				本年度見込
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者総数		146,105	154,560	153,366	147,017	148,487
◆アクアスタジオ		27,019	29,424	28,195	25,124	25,000
うちゲスト		4,542	5,292	5,739	6,037	6,000
うちレギュラー		5,939	6,923	6,615	4,988	5,000
うちスクール		16,538	17,209	15,841	14,099	14,000
◆フィットネス		13,213	15,682	17,617	16,844	17,000
うちゲスト		591	777	1,112	916	900
うちスクール				1,661	1,547	1,600
うちプログラム		6,080	6,878	7,233	7,395	7,500
うちレギュラー		6,542	8,027	7,611	6,986	7,000
◆クアハウス		105,873	109,454	107,554	105,049	106,487
うちゲスト		31,827	35,152	35,389	36,501	37,500
うちレギュラー		74,046	74,302	72,165	68,548	68,987
会員数		727	709	697	656	636

別紙２ 「ゆとりっく」に係る選定基準

選定項目		審査内容	
		審査内容	
基本的事項	施設の経営管理における法人の理念、事業計画書、収支計画書等の内容が、利用者の平等性の確保、サービスの向上及び健全経営を実現できるものになっているか。	◆施設の設置目的及び市の示す管理の方針に合致しているか	
		◆施設利用において平等性が確保されているか	
		◆サービスの向上が確保されているか	
		◆施設経営において健全性が確保されているか	
●●● 基本的事項において全て『適』と判断した場合のみ下記項目において審査します。 ●●●			
経営実績	【管理運営の基本方針】	◆施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方 ◆指定期間内における達成目標 ◆各施設間の連携に関する事項	
	【申請者の経営基盤】	◆財務諸表等による経営分析 自己資本比率（純資産比率）／現在の安定性 総資本回転率／総資本に対してどれだけ売上があるか 売上高対経常利益率／売上に対してどれだけ経常利益があるか 将来性その他／法人の将来性、印象、雰囲気等	
	【申請者の運営実績】	◆類似施設の運営実績 ◆類似施設の経営ノウハウ	
事業計画書	【管理運営体制と組織に関する事項】	◆組織体制、従業員の配置計画 ◆人材確保に関する具体策（採用計画等） ・現在勤務する従業員の雇用の考え方 ・市内での従業員採用の考え方 ◆人材育成方針及び従業員研修に関する計画等	
	【施設・設備の維持管理に関する事項】	◆施設・設備の管理体制と維持管理計画の適切さ ◆効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減） ◆材料調達や設備維持管理委託等に係る市内発注の考え方	
	【利用者の施設利用とサービス向上に関する事項】	◆サービス向上に向けた具体的な取り組み ◆施設利用における平等性確保に向けた具体的な取り組み ◆施設利用者の増加に向けた具体的な取り組み ◆利用者の意見、要望等の把握の方法 ◆利用者の苦情等への対処方法	
	【安全管理への取り組み】	◆施設・設備にかかる安全管理への取り組み ◆災害や事故、犯罪の防止への取り組み ◆緊急時の対応 ◆個人情報及び情報公開に関する具体的な取り組み	
	【その他に関する事項】	◆競技力向上（水泳）に向けた取り組み ◆HP等の広報活動に関する具体的な取り組み ◆リスクへの対応 ◆ボランティア活動等地域活動への参加、貢献に対する具体的な取り組み ◆自主事業の実施に関する考え方	
	収支計画書	◆施設の管理運営に係る経費の内容 ◆収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	合 計		